

意匠制度120年の歩み

特許庁意匠課

まえがき

明治22年2月1日の意匠条例施行から、今年で120周年を迎え、本書にも掲載されている意匠登録第1号の「織物地」を始め、これまでに130万件を超える意匠が登録されてきました。

これらの登録意匠は、いうまでもなく、我が国のデザイン史そのものですが、それらの形態は、明治・大正・昭和・平成の各時代の社会情勢や産業構造、生活様式を映し出す鏡ともいえ、それらを時系列で眺めると大変興味深いものがあります。

最近の国内に目を向ければ、家電製品、自動車等の我が国の産業においては、技術面での商品の差別化が困難となりつつあり、各社の商品の個性を発揮するためにはデザインが重要であること、そして、個性ある商品は、各社のブランド確立にもつながり、市場拡大に貢献することも、既に広く認識されているところです。

更に、優れたデザインは、言語の壁を越えて、様々な国の人々にも受け入れられる一方で、残念ながら、未だ国内外で模倣品が出回っていることも事実です。

そのような中、意匠制度は120年に渡り、その時々々の社会情勢を背景とするデザイナーや産業界からの要請に応じ、数々の改正を経て、我が国産業の発展に寄与してきました。

本書は、その120年の意匠制度の歴史を、先に発行された「意匠制度90年の歩み」、「意匠制度100年の歩み」「意匠制度この10年の歩み」を参考にしつつ、改めて意匠制度を取り巻く120年史として編纂したものです。

今、100年に一度といわれる未曾有の経済危機が世界を覆い、各国企業の経営危機を招いていますが、このような時期であるからこそ、デザインの重要性が改めて世界的に認識されることでしょう。

そのような状況に対応すべく、今後、我が国の意匠制度を関係者の方々と共に見直す際には、本書が参考資料として大いに役立つとともに、次の意匠制度史には、この世界的な経済危機を各国とともに見事に乗り越えた、という史実が掲載されることを願っております。

また、意匠制度をあまりご存知でない方も、本書を通じて少しでも意匠制度について理解を深めていただき、製品開発において意匠制度を更に効果的にご活用いただければ幸いです。

最後に、審査・審判業務の傍ら、限られた時間の中で本書の編纂と原稿執筆された審査官・審判官の方々の労に深く感謝するとともに、発行までにご尽力いただいた関係各位に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

意匠課長

川崎芳孝

序

(『意匠制度 100 年の歩み』より)

我が国の意匠登録制度は、明治 21 年の意匠条例の公布以来、一世紀の歴史を刻み、デザインの保護を通じた産業発展の基盤として揺るぎないものとなっている。

制度創設の頃に遡ってみると、当時の明治政府は、我が国の近代化を進めるために模倣の排除、博覧会の開催等工芸振興に関する施策を講じており、また、欧米視察を終えた高橋是清（初代特許局長）が、意匠の保護制度が国策として緊要である旨の意見を述べるなど意匠条例の制定が国を挙げて要請されていた。

以来、意匠登録制度は、それぞれの時代における社会・経済情勢の変化等に対処するために幾度かの改正を経つつ、工業所有権制度の一翼を担って我が国産業の発展に寄与し続けてきた。

特に、昭和 34 年には、産業復興後の輸出貿易の伸長の中で、欧米デザインとの抵触問題等を背景として、通商摩擦の防止等国際化への対応を図るための制度改正が行われた。

そうした歴史の中にあって今日の意匠登録制度を取り巻く現状を見てみると、我が国の産業・経済構造の変化、国際化の急速な進展等によって大きな変化を見せている。

まず第一に、産業のソフト化傾向によりデザインが重要な意味を持つ場合が増大している。消費者意識の高まりや円高の進展等により企業の競争環境は大きく変化し、商品の高付加価値化、差別化が強く求められていることから、デザインの果たす役割は大きくなっており、デザイン活動の現場、とりわけ企業等におけるデザイン開発、管理は経営上もますます重要となっている。

第二に、世界的規模でガットにおいて貿易関連側面として知的所有権のあり方が協議されているが、知的創作活動の所産であって知的所有権の一翼を担うデザインの保護制度の充実も、健全な国際貿易関係を維持していく上で重要であろう。

こうした情勢を踏まえれば、意匠登録制度の有する意義と役割は、ますます重要なものとなっていると言えるのである。

一方、我が国の意匠登録出願件数は、年間 5 万件以上の高水準を維持しており、世界各国と比べてみても群を抜いて多い。これは、企業等におけるデザイン活動の積極的展開と国民の意匠登録制度への大きな期待を反映したものであると思う。

しかし、デザインの重要性の高まりの中での商品のライフサイクルの短縮化により、意匠保護の一層の早期化が要請されており、特許庁としては、国民の皆様方の期待に沿うよう制度・運用の一層の充実を図るべく努めていかねばならない。その際、先覚者、先輩諸氏の情熱と努力で築いた百年の道程を振り返り、その歴史の上に立って、今後の制度の在り方を真剣に考えてみる事が重要である。この「意匠制度 100 年の歩み」が、そのための重要な資料として活用され、我が国の意匠登録制度の新たな発展の礎となることを期待する。

平成元年 2 月

特 許 庁 長 官

吉 田 文 毅

まえがき

(『意匠制度 100 年の歩み』より)

我が国に意匠登録制度が創設（明治 22 年 2 月 1 日施行）されてから、今年で百周年を迎える。

往時の先見性ある先達等によって始められた本制度は、我が国が近代工業国家としての発展を支えてきた産業振興施策と、これに応える工業所有権諸制度の中にあつて、独自の役割を果たしてきた。

特に昭和 30 年代に入り近代産業デザインの技法が広く工業製品の開発・設計に取入れられるようになって以来、デザイン開発の重要性が産業界を中心に広く認識されるようになり、デザイン開発努力に応えるべく、新規な意匠の保護への要請も高まり、本制度の整備と諸施策の実施運用が進められてきたものである。

日本の工業製品が、高度の技術革新を背景に高付加価値を有する具体的物品の形態、即ち「意匠」の創作にいかなる努力を続けてきたかをあとづけることは、明治、大正、昭和の各時代の産業と生活を現わす象徴としての「意匠」の役割を再認識するものである。

今や世界の市場においても総合的に高い評価を得ることになった日本の工業デザイン開発史の一端を担い、意匠の創作から保護の為の権利化、そして利用に及ぶまでに係った多くの人々の存在とその努力も忘れることができない。

本書は、先に発行された「意匠制度 90 年の歩み」、「工業所有権制度百年史」を参考にしつつ、その編纂の際に収集した資料およびその後収集した資料を再検討し、新たな編纂作業を行うことによって百年間にわたる我が国の意匠制度及び産業デザインの歴史を通観し、その全容を把握できるようにしたものである。

国際的視界からみても欧米先進国のみならず、新興工業国群においてもデザイン開発とその保護のあり方についての検討の気運が高まりつつあり、それはまた様々の物品の「意匠」が全ての国の人々の生活の利便性を向上させ、さらには文化の発展にも深く係りを持つものであつて、人類に共通な知的財産として評価されなければならない。

この様な時期において、第二世紀を目指す我が国意匠制度の今後を、関係者と共に考える為の指針となることをも目的として制作された本書が広く利用される事を期待するものである。限られた時間や、種々の制約の中で編纂と原稿執筆にあられた審査官・審判官を始め、特に編纂顧問として御指導頂いた弁理士宮滝恒雄氏、審判官田辺隆氏の両氏にはその労を深く感謝し、発行までにご協力頂いた関係各位に対し厚くお礼を申し上げる次第である。

平成元年 2 月

意 匠 課 長

伊 藤 隆 夫

意匠制度 120 年の歩み

目 次

まえがき	意匠課長 川崎 芳孝
序 (『意匠制度 100 年の歩み』より)	特許庁長官 吉田 文毅
まえがき (『意匠制度 100 年の歩み』より)	意匠課長 伊藤 隆夫

第 1 部 意匠制度 120 年通史

第 1 章 意匠条例制定の背景 (前史) …… 3	第 2 節 改正の趣旨 …… 27
はじめに …… 3	第 3 節 明治 42 年意匠法改正の主な 内容 …… 28
第 1 節 殖産興業と工芸品の輸出 …… 3	第 6 章 大正 10 年意匠法の制定 …… 31
1 ウィーン万国博覧会 …… 3	第 1 節 背景 …… 31
2 工芸品の模倣と粗製乱造 …… 5	第 2 節 改正に至るまでの経緯 …… 32
第 2 節 同業組合 …… 6	第 3 節 帝国議会における審議 …… 32
1 同業組合の発生 …… 6	1 意匠法改正法案の主な内容 …… 32
2 同業組合規程にみられる意匠の 保護 …… 7	2 審議の要点 …… 32
第 2 章 意匠保護法制定への動き …… 8	第 4 節 大正 10 年意匠法改正の主な 内容 …… 34
第 1 節 意匠保護のための条例案 …… 8	第 7 章 大正 10 年意匠法の時代 …… 36
1 免許新形条例案 …… 8	第 1 節 序説 …… 36
2 新発明専用免許条例案 …… 8	第 2 節 意匠法改正の胎動 …… 36
3 新形専用免許条例案 …… 9	1 昭和 3 年の「工業所有権法規改 正ニ關スル會議」における意匠 法の審議内容 …… 36
第 2 節 高橋是清の提言 …… 9	2 昭和 14 年の改正會議 …… 45
第 3 章 意匠条例の制定 …… 11	第 3 節 昭和 8 年の意匠法一部改正と 意匠公報の独立発行 …… 46
第 1 節 意匠条例提案理由 …… 11	1 意匠公報発行の経緯 …… 46
第 2 節 農商務省案 …… 12	2 意匠公報の独立発行始まる …… 47
第 3 節 法制局審議 …… 13	第 4 節 「工業所有権戦時特例」と意 匠登録出願の停止 …… 48
第 4 節 元老院審議 …… 13	第 5 節 意匠登録出願の再開 …… 48
第 5 節 意匠条例の主な内容 …… 14	第 8 章 昭和 34 年意匠法の改正 …… 50
第 6 節 明治 25 年意匠条例施行細則 改正 …… 18	第 1 節 背景 …… 50
第 4 章 明治 32 年意匠法の制定 …… 21	1 産業復興と工芸の産業化 …… 50
第 1 節 背景 …… 21	2 意匠保護と通商政策 …… 51
第 2 節 帝国議会における審議 …… 22	
第 3 節 明治 32 年意匠法の主な内容 …… 22	
第 5 章 明治 42 年意匠法の制定 …… 26	
第 1 節 背景 …… 26	

3 工芸意匠の創作権確立運動と 意匠法改正	51	1 輸出品デザイン法制定の背景	68
第2節 工業所有権制度改正審議会 の設置	52	2 輸出品デザイン法の目的	68
第3節 特許部会における審議	53	3 輸出品デザイン法の内容	68
1 「意匠法の改正に関して問題 となるべき事項」の作成	53	4 意匠法との関係	69
2 「工業所有権制度改正に関す る措置事項」の作成	54	第9章 昭和34年意匠法の時代	70
3 「意匠法改正特別委員会」	54	第1節 昭和40年代の動向	70
4 「意匠法改正要綱大綱」	55	第2節 昭和50年代の動向	71
第4節 工業所有権制度改正審議会 の答申	55	第3節 意匠行政の対応と課題	71
第5節 特許庁、内閣法制局等に おける立法作業	57	第4節 新時代の産業意匠の保護と制 度の活性化をめざして	72
第6節 国会審議	57	第10章 平成10年意匠法の一部改正	75
1 参議院における審議	57	第1節 平成10年改正の概要	75
2 衆議院における審議	58	1 背景	75
第7節 昭和34年意匠法の主な内容	58	2 意匠制度ラウンドテーブル	75
1 目的規定の創設(第1条)	58	3 意匠制度検討特別委員会	76
2 意匠の定義規定(第2条)と意 匠の登録要件の規定(第3条) について	58	4 意匠制度ワーキンググループ	76
3 新規性の判断基準	60	5 工業所有権審議会意匠小委員 会の設置から改正まで	76
4 創作性に関する規定(第3条第2 項)の創設	60	第2節 意匠制度ラウンドテーブル	77
5 新規性喪失の例外規定(第4条) を設けた	61	1 設置の趣旨	77
6 一意匠一出願(第7条)	62	2 開催概要	77
7 組物の規定(第8条)	63	3 構成メンバー	77
8 類似意匠制度(第10条)	63	4 報告書『魅力ある意匠制度の 確立に向けて』の概要	77
9 存続期間を設定の日から15年 とした(第21条)	65	第3節 意匠制度検討特別委員会	80
10 権利侵害に関する規定(第37 条ないし第41条)を整備、拡 充した	66	1 設置の趣旨	80
11 意匠権の効力(第23条)に関す る規定を明確化した	66	2 開催概要	81
第8節 意匠法と関連した動き		3 構成メンバー	81
ー 輸出品デザイン法の制定	68	4 報告書『国際化時代に対応し た創造的デザインの保護強化』 の概要	82
		第4節 意匠制度ワーキンググループ	85
		1 開催概要	85
		2 構成メンバー	86
		第5節 工業所有権審議会意匠小委員会	86
		1 工業所有権審議会意匠小委員 会の設置	86
		2 開催概要	86
		3 構成メンバー	87

4 意匠小委員会報告書『デザイン 創造時代へ向けて』の概要 …… 88	「戦略的デザイン活用研究会」 の報告書（『40の提言』） …… 97
第6節 平成10年改正の主な内容 …… 89	3 知的財産研究所による調査研究 …… 97
1 意匠登録の要件の改正 …… 89	第3節 意匠制度小委員会 …… 101
2 意匠の表現方法の多様化等 …… 91	1 意匠制度小委員会の設置 …… 101
第7節 産業財産権法のその他の改正 (平成2年～平成10年) …… 92	2 開催概要 …… 102
第11章 平成18年意匠法の一部改正 …… 93	3 構成メンバー …… 102
第1節 平成18年改正の概要 …… 93	4 報告書『意匠制度の在り方につ いて』の概要 …… 103
1 背景 …… 93	第4節 平成18年改正の主な内容 …… 104
2 知的財産戦略本部による「知的 財産推進計画」 …… 93	1 意匠権の強化 …… 104
3 経済産業省製造産業局デザイン ・人間生活システム政策室によ るデザイン政策に関する報告 …… 94	2 意匠権の効力範囲の拡大 …… 104
4 知的財産研究所による『特許庁 産業財産権制度問題調査研究報 告書』 …… 94	3 意匠の保護対象の拡大 …… 105
5 産業構造審議会知的財産部会 意匠制度小委員会 …… 95	4 意匠制度の枠組みの在り方 …… 106
6 報告書のとりまとめから施行 まで …… 95	第5節 産業財産権法のその他の改正 (平成11年～平成18年) …… 108
第2節 意匠制度小委員会までの議論 …… 95	第6節 審査処理のための諸政策 …… 109
1 知的財産戦略本部 …… 95	1 意匠ペーパーレス計画 …… 109
2 経済産業省製造産業局による	2 意匠登録1年化計画 (略称「DR1計画」) …… 109
	3 早期審査制度 …… 109
	4 意匠審査における判断内容の明 確化等 …… 110
	5 日本意匠分類の改正(2003年) …… 110
	6 意匠に関する国際動向と取り組み …… 110

第2部 意匠制度の利用史

序説（『意匠制度100年の歩み』より） …… 115	6 扇・団扇 …… 127
第1章 意匠保護制度の創設 …… 116	7 時計 …… 129
[明治(明治21年～45年/1888～1912)]	第3節 その他の登録意匠 …… 130
第1節 明治政府の産業政策と工芸 の産業化 …… 116	第4節 初期の外国人による登録意匠 …… 132
第2節 主な登録意匠 …… 117	第2章 意匠創作活動の高揚 …… 133
1 織物 …… 117	[大正(大正元年～15年/1912～1926)]
2 紙製品 …… 119	第1節 内外のデザイン活動の高揚と 「産業意匠」の確立 …… 133
3 帽子・家具・花筵 …… 121	第2節 主な登録意匠 …… 134
4 被服 …… 123	1 商業美術 …… 134
5 燈器 …… 125	2 輸出雑貨品 …… 135

3 電気器具 ……………	137	1 エアコンディショナー ……………	174
4 自転車・自動車 ……………	139	2 乗用車 ……………	176
第3節 その他の登録意匠 ……………	141	3 複写機 ……………	178
第3章 近代デザインの芽ばえ ……………	143	4 卓上電子計算機 ……………	179
〔昭和Ⅰ（昭和元年～19年／1926～1944）〕		5 家具 ……………	181
第1節 産業合理化運動と工芸指		6 農業用機械器具 ……………	183
導所の設立 ……………	143	第3節 その他の登録意匠 ……………	184
第2節 主な登録意匠 ……………	144	第4節 意匠をめぐる紛争事件 ……………	186
1 商業美術 ……………	144	1 軽自動二輪車意匠権侵害事件 ……………	186
2 家電製品 ……………	145	2 学習机意匠権侵害事件 ……………	187
3 自転車・自動車 ……………	147	第6章 多様化するデザイン ……………	189
第3節 その他の登録意匠 ……………	148	〔昭和Ⅳ（昭和46年～63年／1971～1988）〕	
第4節 戦時下の意匠 ……………	150	第1節 激変する社会とデザイン ……………	189
第5節 意匠権をめぐる紛争と海外に		第2節 主な登録意匠 ……………	190
おける意匠盗用事件 ……………	153	1 情報機器 ……………	190
1 石炭ストーブの意匠権侵害事件 ……	153	2 小形・軽量・低価格化製品 ……………	192
2 オリンピックマークの登録無効		3 組立家屋・住宅設備用品 ……………	197
事件 ……………	154	4 スポーツ用品 ……………	201
3 輸出繊維製品の海外での摩擦 ……	155	5 包装用品 ……………	203
第4章 産業デザイン時代の到来 ……………	157	第3節 その他の登録意匠 ……………	205
〔昭和Ⅱ（昭和20年～35年／1945～1960）〕		第7章 グローバル化するデザイン ……………	209
第1節 戦後の復興とデザイン基盤		〔平成（平成元年（昭和64年）	
の確立 ……………	157	～20年／1989～2008）〕	
第2節 主な登録意匠 ……………	158	第1節 ボーダーレス社会とグローバ	
1 テレビ受像機 ……………	158	ルデザイン ……………	209
2 電気冷蔵庫 ……………	160	第2節 主な登録意匠 ……………	210
3 電気洗濯機 ……………	162	1 情報家電 ……………	210
4 電気炊飯器 ……………	164	2 デザイン重視の家電製品 ……………	216
5 トランジスタラジオ受信機 ……	165	3 ユニバーサルデザインによる製品 ……	217
6 35ミリ一眼レフカメラ ……………	167	4 ロボット ……………	218
第3節 その他の登録意匠 ……………	168	第3節 その他の意匠登録 ……………	219
第4節 外国人デザイナーの手によ		第4節 意匠を巡る紛争 ……………	220
るデザイン ……………	170	1 自走式クレーン意匠権侵害事件 ……	220
第5節 グッドデザイン選定の開始		2 化粧品パフ事件 ……………	221
・デザインを護る展示会 ……………	171	第8章 意匠登録の長期的動向 ……………	224
第5章 デザインの新たな展開 ……………	173	第1節 明治22年（1889）から昭和	
〔昭和Ⅲ（昭和36年～45年／1961～1970）〕		20年（1945）の意匠登録出	
第1節 高度経済成長と拡充する		願の動向……………	224
デザイン活動 ……………	173		
第2節 主な登録意匠 ……………	174		

第2節 昭和21年(1946)から同 63年(1988)の意匠登録出 願の動向	225
1 意匠登録出願件数の推移	225
2 出願人別意匠登録出願件数の 推移	225
3 分類別意匠登録出願件数の推 移	226

第3節 平成元年(1989年)から同 20年(2008年)の意匠登録出 願の動向	235
1 意匠登録出願の動向	235
2 意匠審査期間の推移	235
3 主要国における意匠出願・登 録動向	236
4 外国から日本への出願	237
5 日本から外国への出願	237

第3部 意匠制度120年史年表

意匠制度120年史年表	241
-------------	-----

第4部 資 料

1 意匠主要判決リスト	388	(5) 意匠法(明治42年)	571
2 意匠関係文献リスト	504	(6) 意匠法(大正10年)	574
3 意匠関係論文リスト	511	(7) 意匠法(昭和34年)	578
4 旧意匠法等	560	5 審査基準等	587
(1) 免許新形条例案	560	(1) 意匠審査取極 昭和26年6月収 録(昭和34年9月印刷)	587
(2) 意匠條例(明治21年)	561	(2) 意匠審査基準(平成10年改正前 昭和34年意匠法)	591
(3) 意匠條例施行細則改正(明治 25年)	565		
(4) 意匠法(明治32年)	569		